平成２５年（フ）第５号
広島県三原市中之町１丁目14番15号
破産者　新木光則こと　鎗野　光則
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第８号
広島県三原市皆実４丁目８番35号　ますの荘10号
破産者　上田三枝子（旧姓杉田）
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
山口県下関市向洋町１丁目15番１号
破産者　ツアーステージこと　水江　純子（旧姓茨木）
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
香川県小豆郡小豆島町橘甲598番地　小豆島町営橘改良住宅橘ｋ棟402
破産者　堀　　實夫
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第５号
愛媛県松山市別府町180番地１　池田マンション303号
破産者　二宮美智子
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
愛媛県松山市中村２丁目６番39号
破産者　杉本　　浩
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
愛媛県松山市安城寺町1577番地
破産者　荒木　清久
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７７号
高知県香南市野市町母代寺212番地１
破産者　西内　千恵
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１１号
福岡市中央区春吉２丁目16番４号
破産者　佐村佐和子
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１１２号
福岡市中央区春吉２丁目16番４号
破産者　佐村　聖子
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第１１７号
福岡県大牟田市小浜町47番地１　県営住宅小浜第２団地２棟110号
破産者　村上　洋子
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１号
鹿児島県奄美市名瀬仲勝町６番地18
破産者　平田　美和
1　決定年月日　平成25年４月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第３３号
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤694番地１
再生債務者　花田　高広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月３日　水戸地方裁判所

平成２４年（再イ）第２３号
青森県八戸市大字大久保字大塚17番地151
再生債務者　神山　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月３日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２４年（再イ）第６４号
滋賀県守山市水保町1237番地の２
再生債務者　鈴　　康人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月３日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第４４号
長崎県長崎市岩見町５番９号
再生債務者　山野　康彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月３日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第４０号
静岡県磐田市中泉957番地１
再生債務者　武田　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月３日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２４年（再イ）第８８号
大阪府和泉市光明台３丁目１番13―206号
再生債務者　河井　徳善
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月３日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第３７７号
北海道恵庭市有明町１丁目４番18―403号
再生債務者　藤原　広栄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３１号
青森市桂木１丁目１番９号
再生債務者　葛西　隆三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月３日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第５６５号
大阪府枚方市楠葉並木１丁目25番９号
再生債務者　牧野　幸八
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第６０２号
大阪市東成区中道３丁目13番10―801号、前住所堺市堺区戎之町東１丁１番25―303号
再生債務者　諸隈　一敏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月３日
大阪地方裁判所第６民事部